

調布市監査委員告示第 8 号

令和 2 年度第 1 回定期監査の結果に基づき，別紙のとおり措置を講じた旨の通知を受けたので，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により公表する。

令和 2 年 1 2 月 2 5 日

調布市監査委員 玉 木 國 隆

調布市監査委員 岩 倉 哲 二

調布市監査委員 小 林 市 之

令和2年度第1回 定期監査結果に基づく措置事項

部署名	農業委員会事務局
-----	----------

監査項目	留意事項等	措置事項
(1) 行政手続について	調布市行政手続条例等に基づき策定された審査基準等について、窓口に備え付けられていないものが見受けられた。 調布市行政手続条例等に基づき、適正な事務処理に努められたい。	本件は調布市行政手続条例等に基づき策定された審査基準等について、事務局の窓口に備え付けなければならないところ、備え付けておりませんでした。 今般、令和2年12月1日に引用条文を最新のものに改め、事務局の窓口に備え付けました。
(2) 出張命令について	宿泊を要する出張の結果について出張復命書による報告が行われていないものが見受けられた。 調布市職員等の旅費に関する条例施行規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。	本件は、農業委員会会長が宿泊を要する研修に参加した際に、事務局職員が随同行した出張の結果について、出張報告の決裁者が農業委員会会長であったことから、事務局が改めて報告の必要はないとの認識から、報告を行っておりませんでした。 令和2年12月7日の事務局内会議において調布市職員等の旅費に関する条例施行規則を遵守し、適切な事務処理を行うよう周知徹底を図りました。